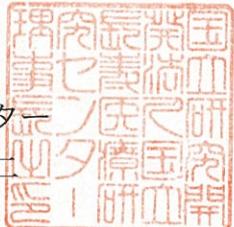


長寿発研修第052401号  
平成28年5月24日

各 都道府県知事 殿

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター  
理事長 鳥羽 研二



平成28年度認知症初期集中支援チーム員研修の受講者募集について

標記研修について、別添「実施要綱」により実施いたします。

つきましては、関係機関と調整して研修受講者を決定のうえ、期日までに受講申込書を当センターに提出していただきますようよろしくお願ひいたします。

(別添1)

## 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 認知症初期集中支援チーム員研修実施要綱

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 認知症初期集中支援推事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

### 第2章 認知症初期集中支援推進事業

#### (認知症初期集中支援推進事業)

第2条 本事業は、「地域支援事業実施要綱」（平成28年1月15日付老発0115号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施するものとする。

#### (研修対象者)

第3条 研修対象者は、以下のアの要件を満たす専門職、イを満たす専門医とする。

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者、かつ認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

イ 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師

ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認める。

- ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講予定のあるもの
- ・認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

(研修内容)

第4条 研修内容は、認知症初期集中支援チーム員として必要な、下記の事項等の修得に資する内容とする。

ア 初期集中支援チーム員に必要な知識及び技術

イ 早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するための知識及び技術

(研修期間)

第5条 研修期間は、原則として研修1回につき2日間とする。

(研修受講者数)

第6条 研修受講者数は、各会場毎に定める定員とする。

(研修受講手続)

第7条 研修受講手続は、別に定める研修募集要項において定める。

(研修受講者の遵守事項)

第8条 研修受講者は、国立研究開発法人長寿医療研究センターの指示事項を遵守しなければならない。

(研修の取り消し)

第9条 国立研究開発法人長寿医療研究センター理事長（以下、「理事長」という。）は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為を行った場合は、厚生労働省と協議し研修の受講を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前条に規定により研修の受講を取り消した場合、当該受講者を推薦した都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の長にその旨通知するものとする。

(研修費用)

第10条 研修費用については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、別に定める研修募集要項において定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成28年1月15日から施行する。

(別添2)

平成28年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター  
認知症初期集中支援チーム員研修募集要項

1 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

2 研修対象者

「地域支援事業実施要綱」(平成28年1月15日付老発0115号厚生労働省老健局長通知)に定める(1)認知症初期集中支援推進事業に定めるウ事業内容  
(ア) bのとおり

3 研修日時、研修会場及び定員

別紙のとおり

4 研修内容

別紙のとおり

5 研修受講費用（全課程を修了した場合）

40,000円（消費税込み）

なお、支払い方法については、研修の全課程の受講修了後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが発行する請求書により、請求書に定める期限までに支払うこと。

6 受講手続

(1) 必要書類

受講申込書（別紙様式）

(2) 手 続

都道府県は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに申込期限までに受講申込書を提出すること。また、1チームあたりの参加者は最大3名までとする。

(3) 申込期限

第1回：	平成28年	6月17日	（金）	必着
第2回：	平成28年	6月24日	（金）	必着
第3回：	平成28年	7月 8日	（金）	必着
第4回：	平成28年	7月29日	（金）	必着
第5回：	平成28年	8月26日	（金）	必着
第6回：	平成28年	9月 9日	（金）	必着

#### (4) 受講者の決定

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、都道府県市より推薦された研修対象者の受講が決定した場合は、速やかに都道府県市に通知するものとする。

この場合において、都道府県市は、受講の可否を申込者に伝達すること。

#### 7 問い合わせ先

〒474-8511

愛知県大府市森岡町七丁目430番地

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

長寿医療研修センター 担当：正田

TEL : 0562-46-2311 (内) 2701

FAX : 0562-45-5813

mail : shoudaa@ncgg.go.jp

#### 8 その他

応募者が定員を超えた場合には、受講者の調整を行うものとする。

## 地域支援事業実施要綱（抜粋）

### 3 包括的支援事業（社会保障充実分）

#### 3 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

##### （1）認知症初期集中支援推進事業

###### ア 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

###### イ 実施主体

市町村。ただし市町村は、ウの事業の全部又は一部について、省令第140条の67に基づき、市町村が適当と認める者（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、診療所等）に委託することができる。

###### ウ 事業内容

###### （ア）実施体制

###### a 支援チームの配置と役割

支援チームは、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む病院・診療所等に配置することとし、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「訪問支援対象者」という。）及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。また、地域包括支援センター職員や市町村保健師、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、認知症サポート医、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師、認知症疾患医療センター職員、介護事業者との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保すること。

###### b 認知症初期集中支援チーム員の構成

認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）は、以下の①を満たす専門職2名以上、②を満たす専門医（（ウ）b④において単に「専門医」という。）1名の計3名以上の専門職にて編成する。

###### ① 以下の要件をすべて満たす者2名以上とする。

- ・「保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士」等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- ・認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

また、チーム員は国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。

ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

###### ② 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名とする。

ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることと

する。

- ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの
- ・認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

c チーム員の役割

b の①を満たす専門職は、目的を果たすために訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

b の②を満たす専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応需する。

なお、訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問は原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問することとする。また、観察・評価票の記入は、チーム員である保健師又は看護師の行うことが望ましいが、チーム員でない地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の保健師又は看護師が訪問した上で行つても差し支えない。

d 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置等

市町村は、実施主体として、以下の体制を講じること。

- ① 医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置するとともに、検討委員会が関係機関・団体と一緒に当該事業を推進していくための合意が得られる場となるよう努めること。
- ② 支援チームと医療関係者との連携を図るために、認知症疾患医療センターや地元医師会との事前協議や主治医（かかりつけ医）に対する連絡票等情報の共有化に向けたツールの作成やそれを用いた地域の連携システムの構築を図ること。

(イ) 訪問支援対象者

訪問支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のa、bのいずれかの基準に該当する者とする。なお、訪問支援対象者の選定の際には、bに偏らないよう留意すること。

- a 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者
  - ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
  - ② 繼続的な医療サービスを受けていない者
  - ③ 適切な介護サービスに結び付いていない者
  - ④ 介護サービスが中断している者
- b 医療サービス、介護サービスを受けているのが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(ウ) 事業の実施内容

以下のaからcまでについていずれも実施するものとする。なお、cについては市町村が自ら実施すること。

a 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う等、各地域の実情に応じた取り組みを行うものとする。

b 認知症初期集中支援の実施

- ① 訪問支援対象者の把握

訪問支援対象者の把握については、支援チームが必ず地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター経由で訪問支援対象者に関する情報を入手できるように配慮すること。チーム員が直接訪問支援対象者に関する情報を知り得た場合においても、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターと情報共有を図ること。

② 情報収集及び観察・評価

本人のほか家族等のあらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、本人の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集すること。

また、信頼性・妥当性の検証がされた観察・評価票を用いて、認知症の包括的観察・評価を行うこと。

③ 初回訪問時の支援

初回訪問時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言等を行う。(おおむね2時間以内)

④ 専門医を含めたチーム員会議の開催

初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、市町村関係課職員等の参加も依頼する。

⑤ 初期集中支援の実施

医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援を行う。(訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月)

⑥ 引き継ぎ後のモニタリング

初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、認知症疾患医療センター、地域包括支援センターの職員や担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行うこと。

また、チーム員会議において、引き継ぎの2か月後に、サービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、隨時モニタリングを行うこと。

なお、訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類は5年間保管しておくこと。

⑦ 支援実施中の情報の共有について

訪問支援対象者の情報を地域包括支援センター等の関係機関が把握した場合には、認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターに情報を提供する等して情報共有を図り、事業実施すること。

c 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

検討委員会において、支援チームの設置及び活動状況を検討する。

## エ 留意事項

- (ア) チーム員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、訪問支援対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (イ) 実施主体は、(2)認知症地域支援・ケア向上事業を実施する場合においては、認知症地域支援推進員等と支援チームが効率的かつ有機的に連携できるように調整を行い、定期的な情報交換ができるような環境をつくるように努めること。

- (ウ) 実施主体は、地元医師会、認知症疾患医療センターその他の認知症に関する専門的な医療を提供する医療機関、認知症専門医、認知症サポート医等との連携に努めること。
- (エ) 事業の実施区域外の情報提供を得た場合においても、当該訪問支援対象者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該訪問支援対象者が居住する日常生活圏域を担当する地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターに情報を提供する等の連携を図ること。
- (オ) 実施主体は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分すること。
- (カ) 実施主体は、本事業の実施に当たって、「認知症初期集中支援チーム員研修テキスト」（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）を参考とすること。
- (キ) 近隣市町村が連携又は共同して、ウの事業全て又はその一部を実施することも可能である。

日時・会場

第1回（東京） 定員 800	平成28年7月9日(土) 13:00～18:35 平成28年7月10日(日) 9:30～16:00
	ベルサール渋谷ファースト 〒150-0011 東京都渋谷区東1-2-20
第2回（名古屋） 定員 400	平成28年8月6日(土) 13:00～18:35 平成28年8月7日(日) 9:30～16:00
	日本ガイシフォーラム 〒457-0833 名古屋市南区東又兵衛町5丁目1番地の16
第3回（札幌） 定員 200	平成28年9月10日(土) 13:00～18:35 平成28年9月11日(日) 9:30～16:00
	ガーデンシティアパホテル札幌 〒060-0062 札幌市中央区南2条西7丁目10-1
第4回（神戸） 定員 600	平成28年10月15日(土) 13:00～18:35 平成28年10月16日(日) 9:30～16:00
	神戸国際展示場 〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-11-1
第5回（福岡） 定員 300	平成28年11月19日(土) 13:00～18:35 平成28年11月20日(日) 9:30～16:00
	JR九州ホール 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街1-1
第6回（東京） 定員 800	平成28年12月17日(土) 13:00～18:35 平成28年12月18日(日) 9:30～16:00
	ベルサール汐留 〒104-0061 東京都中央区銀座8-21-1

## 平成28年度 認知症初期集中支援チーム研修会プログラム(予定)

### 【1日目】

時刻	カリキュラム
13:00-13:05	開講式
13:05-13:50	初期集中支援チームの役割
13:50-14:00	休憩
14:00-14:50	認知症初期集中支援チーム ー支援の進め方ー
14:50-15:10	休憩
15:10-16:40	認知症の総合アセスメント
16:40-17:00	休憩
17:00-17:45	模擬アセスメント:DASC
17:45-18:35	認知症初期集中支援事業の基本となるガバナンスの構築

### 【2日目】

時刻	カリキュラム
9:30-10:40	初期集中支援における具体的な活動
10:40-11:00	休憩
11:00-12:00	初期集中支援における具体的な援助
12:00-12:30	認知症と身体アセスメント
12:30-13:30	昼食(休憩)
13:30-15:10	多職種連携演習GW
15:15-15:45	チーム員テスト
15:45-16:00	閉講式